

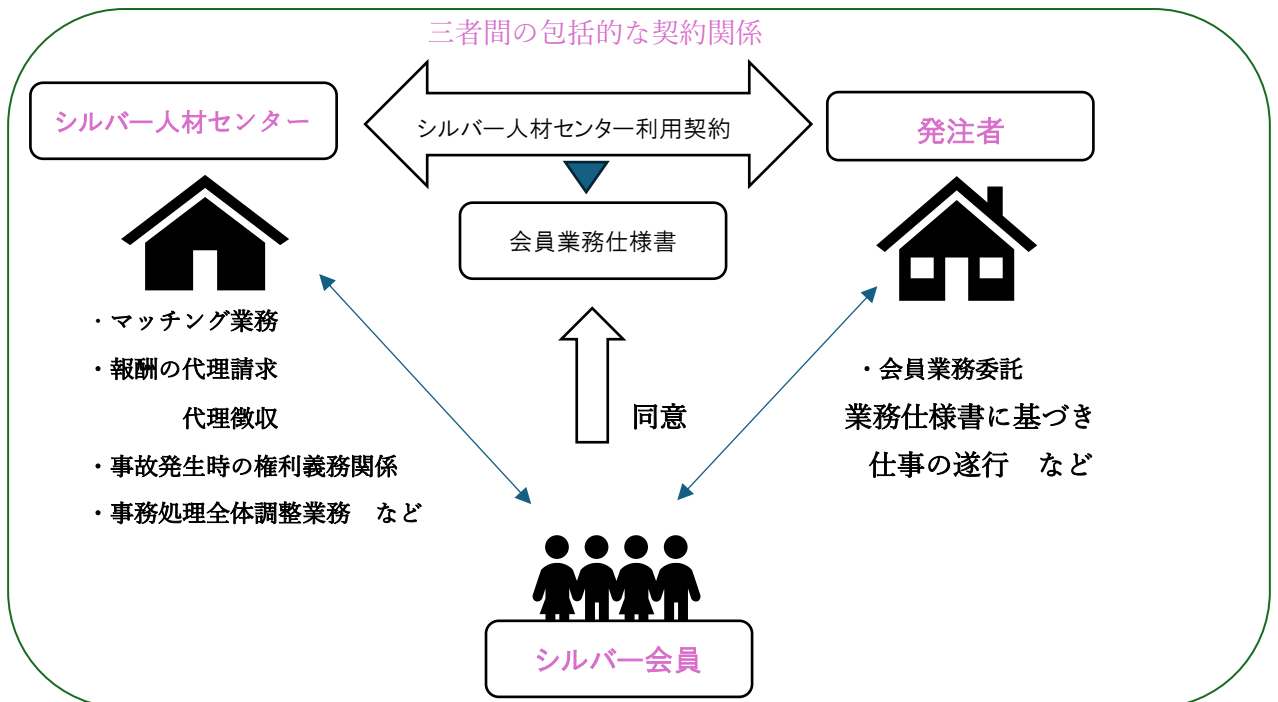
## 会員の皆様へ

**フリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）の施行を受けて 令和7年4月から、新しい契約方法に移行します**

シルバー人材センター会員の皆様は、このフリーランスに該当します。会員がフリーランス法による 保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備するため、契約方法の見直しを行います。

新しい契約方法では、発注者（お客様）がセンターを通じて、会員と契約していただくようになりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今までどおりセンターが仕事の依頼を受け、会員がその仕事を行うことは変わりませんのでご安心下さい。（派遣事業契約に関しては従来のままです）



### ●新しい契約関係（三者間の包括契約）

発注者はセンター利用規約と会員業務就業規約に同意の上、センターと利用契約を結びます。シルバー人材センター利用規約は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルール。

- ・ 会員業務就業規約 は会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール
- ・ 利用契約は発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センター利用料や業務内容、会員の報酬額などを定めた契約

センターは利用規約をもとに会員業務仕様書を作成し、会員に就業条件明示します。会員が業務仕様書に同意することで、発注者と会員の間に請負委任契約関係が生じます。これにより、発注者、センター、会員間の包括契約関係が成立します。

センターでは、すみやかに仕事に就けるようにスマートフォン・PC等を通じて明示できるように現在デジタル化を進めております。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。詳細につきましては事務局へお尋ねください。

令和7年2月

公益社団法人 大村市シルバー人材センター 理事長 西 正 人